

# 糸島市補助金設計書

所管課 商工観光課

補助金名称	商工女性のマーケティング能力等向上支援事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 【内規】糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準

## 【長期総合計画体系】

基本目標5\_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策2\_地域経済の活性化

施策①\_未来を担う企業の創出と育成

## 1 補助の目的

商工女性が、糸島の地域資源を活用した特産品開発や販売展開していくためのマーケティングやブランディング手法を学び、自社の経営に生かすことができるよう、商工会が主催するセミナーに対して補助する。

## 2 成果指標

指標① セミナー参加者数

目標値① 100 (単位) 人

## 3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

商品開発及びマーケティング等能力向上事業

【補助対象者】

糸島市商工会

## 4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する経費  
・セミナーに関する講師料、教材費、広告費など

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

補助対象経費の50%以内

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで

令和2年度の単年度実施予定であったがコロナ禍で事業中止。体制を整え令和3年度に再度実施するもの